国保組合に対する現行補助水準を確保する為、ハガキ要請行動にご協力を！

建設長崎

6 June No.624
2017年6月15日
1部20円 組合員の購読料は組合費に含みます
印刷●㈱昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http//www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄

建設労働者の賃金・労働条件の改善を求めて

〜九州各県連の仲間と企業交渉〜

6/8〜6/9 福岡市

全建総連加盟の九州各県連・組合の代表が福岡市内にある大手建設会社、住宅企業各社に対して、六月八日、九日の二日間、建設労働者の賃金・労働条件の改善を求めて要望を行いました。

一日目は、九州各県の代表八十二名が福岡市内のホテルで全体会議と打ち合わせを行いました。

全体会議では、九州地方建設労働組合協議会（九地協）の永岩議長が「設計労務単価は五年連続引き上げられたが私たちにはその実感がない。社会保険料分も上がっていないなど現場で働く仲間から不満が出ている。企業とは共存共栄の立場でありたいし、若い人が入ってくる業界にしたい。二日間の交渉の中で意見を出し合いましょう」とあいさつ。

続いて、全建総連の小川賃金対策部長から「大手ゼネコンやハウスメーカーは過去最高の利益を上げている。国交省は労務単価を五年連続増額改定したが、現場の労働者までその効果が行き渡らなければ意味がない。石井国土交通大臣もさらに踏み込んだ取り組みの実施を業界団体に要請している。社会保険への加入も新たな段階に入り、さらに進んでいく。私たちはこの社会保険料分をしっかり別枠で確保しながら一人親方などへの誤った社会保険加入指導とならないよう、今回の交渉で現場の厳しい状況と切実な要求を訴えていこう」と情勢報告がありました。

午後から交渉団は八班のグループ編成をし、建設長崎から参加した九名はそれぞれの班に分かれて大手建設会社十二社、住宅企業四社を訪問しました。

全体会議　九州各県より82名の仲間が参加

建設長崎の船津委員長を団長とした班では、積水ハウスを訪問。会社側は九州営業本部長と技術部長が対応しました。

一、現場従事者の賃金・単価について「毎年賃金調査を実施しながら判断している。若年技能者育成のためにも引き上げの重要性は認識している。協力会との定例会の中で要望を聞きながら検討している。現場労働者の高齢化が進んでいて、ボード荷揚げ作業が負担になっている。その分を労務単価に繰入させ、費用を負担している」と回答。

二、社会保険未加入対策について「三年前より調査を実施。社会保険労務士を入れて指導している。未適用率は一次でゼロ%。二次で〇・二%、三次以降はあとで確認後報告する。法定福利費も別枠表示して支給している」と回答。

三、労働環境の改善について「熱中症対策として三万円程度する空調服を一着六千円の個人負担で、五四五着を支給した。熱中症予防が印刷されたドリンクホルダーを作成し配布した」。

四、工期の平準化について「工場からの材料出荷時期を上旬・中旬・下旬で三〇%ずつに調整し、工期の平準化を図っている」などの回答がありました。

二日目は、国土交通省九州整備局に対して、一、「建設労働者への賃金の大幅な引き上げと労働条件の改善」二、「資材単価や下請代金の切り下げ、現場労働者への賃金切り下げが生じないよう監督・指導の強化」三、「社会保険料等の費用が下請け企業や現場労働者までいきわたるように、法定福利費を内訳明示した標準見積書が活用されているか指導監督を」の要望を行いました。

船津委員長が積水ハウスにて要望書を手渡す

2年連続で組織純増（32名増）

〜年間で432名の新しい仲間が加入〜

〜組合員・家族の皆さん、引き続きご協力お願いします〜

〈平成28年度　組織増減〉

支部名	加入	脱退	増減
中央支部	19	30	−11
大浦支部	20	9	11
市南支部	22	26	− 4
東長崎支部	24	22	2
浦上西支部	29	38	− 9
浦上東支部	18	14	4
西彼支部	48	33	15
諫早支部	42	30	12
大村支部	23	22	1
島原支部	44	31	13
佐世保中央支部	28	43	−15
佐世保東支部	60	34	26
佐世保北支部	16	28	−12
北松支部	21	24	− 3
平戸支部	16	13	3
五島支部(本部)	2	3	− 1
合計	432	400	32

昨年の第七十一回定期大会で、年間拡大四〇〇名を目標に取り組むことで決定。各支部において独自の拡大行動に取り組んで頂きました。

その結果、この一年間に四三二名の新しい仲間を迎えることができました。加入者数が四〇〇名を超えるのは、平成十四年以来十五年ぶりです。

年間拡大目標を達成した支部は、大浦支部、西彼支部、諫早支部、島原支部、佐世保東支部の五支部でした。

一方、脱退された組合員も昨年より多く四〇〇名でした。加入者数から脱退者数を引くと、三十二名となり二年連続で純増を達成することができました。

組織が純増した支部は、大浦支部、東長崎支部、浦上東支部、西彼支部、諫早支部、大村支部、島原支部、佐世保東支部、平戸支部の九支部でした。

各支部役員、組合員・主婦会の皆さん、この一年、目標達成するために、未加入者の紹介や分会会議・ふれあい行動に取り組んで頂き感謝申し上げます。

九地協青年交流集会 in 沖縄

—長崎より青年部7名が参加—

●沖縄基地の歴史、役割について学ぶ●

五月二十一日から一足早く梅雨入りした沖縄で初めて開催された九地協青年部交流集会に長崎の青年部七名の仲間で参加して来ました。

キャンプシュワブにて

一日目は、全建総連の松葉さんによる全国の情勢報告。フリージャーナリストの屋良朝博さんによる沖縄基地の歴史、役割について講演の後、九州・沖縄の仲間と沖縄の基地問題について活発な議論や意見交換を行いました。

懇親会では、沖縄の上間青年部長の「沖縄の夜は朝までよ！！」の言葉を皮切りに、美味しい夕食を頂き会話が弾みました。親睦を深めるゲームでは、細〜いカップルストローで青汁、センブリ茶の早飲みや、ストッキング相撲を行い、それぞれ熱戦が繰り広げられ会場は爆笑の渦となってました。

二日目には、いつもの交流スポーツではなく、辺野古のヘリパット反対派の座り込みを視察してきました。

今回、沖縄の青年部発足十周年という節目の年に九州の仲間の協力で開催できたこと。また参加させて頂けて大変良い経験になりました。

（山下洋二）

事業主の皆さん「適正」な社会保険への加入が求められています

❶ なぜ社会保険の加入が求められているのか？

建設業界は就業者の３割が55歳以上となるなど高齢化が進んでいます。将来の技能者不足が懸念される中、若年技能者の確保・育成のため、国は業界関係者と一体となって、技能労働者の処遇改善のための「法定福利費」の確保、および、適正な保険加入対策を「国交省策定・社会保険の加入に関するガイドライン」に基づき進めています。2017年４月からは、公共工事（国）の現場では２次下請け以下の「社会保険未加入業者」の指導の対策が強化されています。（長崎県発注の場合は１次下請けまで）

今後は事業所の形態・規模により「適正な保険」は違ってきますが、ガイドラインに沿った**「雇用保険」「健康保険」「年金保険」**への保険加入が必要となります。

■高齢化が進んでいる

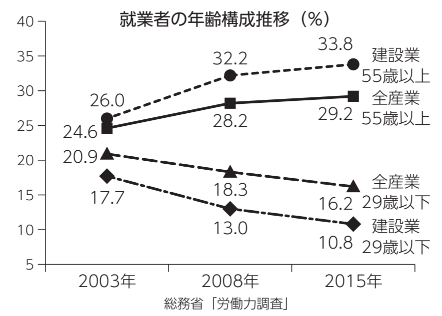

■若い年齢の入職者が減っている

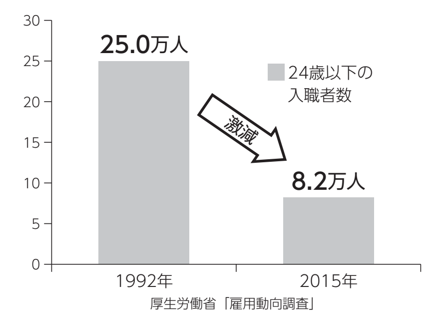

■賃金が低い

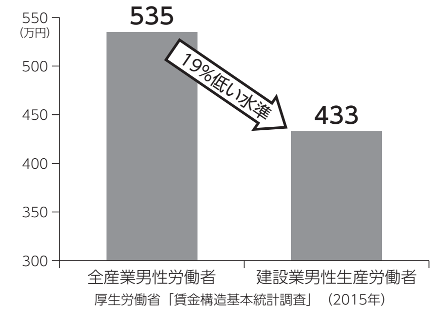

こうした就労状況の改善に向けて雇用保険、医療保険、年金保険の適正な加入が大切となります。

建設業界発展のための大切な取り組みです

「適正な保険」加入のための費用を見積書の中で要求
（法定福利費相当分）

国は建設業界の賃金確保のため、公共工事設計労務単価を2013年以降連続で引き上げています。これは、社会保険等の法定福利費を適正に計上し支給する事で、労働者の処遇改善と若い人材の新たな入職をはかるための施策です。国が認めた法定福利費を見積もり時から必要経費として要求する事は大切です。

❷ 社会保険の加入義務の範囲について

事業所の形態・規模により「適正な保険」は以下表のとおり違ってきます。

（国交省策定・社会保険の加入に関する下請けガイドラインにおける「適切な保険」一覧）

事業所の形態	常用労働者の数	雇用保険	医療保険（いずれかに加入）	年金保険
法人	１名～	●雇用保険 ※２	●協会けんぽ ●健康保険組合 ●適用除外を受けた国民健康保険（長建国保など）※１	●厚生年金
法人	なし	－	●協会けんぽ ●健康保険組合 ●適用除外を受けた国民健康保険（長建国保など）※１	●厚生年金
個人	５名～	●雇用保険 ※２	●協会けんぽ ●健康保険組合 ●適用除外を受けた国民健康保険（長建国保など）※１	●厚生年金
個人	４名～１名	●雇用保険 ※２	◎国民健康保険 ◎国民健康保険組合など（長建国保）	◎国民年金
個人	１人親方	－	◎国民健康保険 ◎国民健康保険組合など（長建国保）	◎国民年金

●印は事業主が労働者を加入させる法的義務がある（強制適用）。◎印は個人で加入となる。
※１：年金事務所で健康保険の適用除外の承認を受けて、国民健康保険（長建国保など）に加入している。
※２：週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

❸「建設国保」と「厚生年金」のセットで社会保険に加入する事は国が認めています。

法人事業所や社員５人以上の個人事業所では社会保険の強制適用となりますが、適用除外の手続きを行い、「厚生年金と建設国保」のセットで社会保険に加入する事は、国土交通省「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」（平成24年７月30日付け通達）に「適法」と記されています。

◆適用除外承認を受けて加入した建設国保は「適正」な保険です！

健保適用除外をしている事業所は適法です。

公共工事の現場などでは、上位企業が社会保険加入の有無を確認しています。法人事業所で建設国保に加入して健保適用除外申請を行い、厚生年金に加入している事業所や、社保が適用されない個人事業所へも「協会けんぽ」への加入指導がされるなどの事例が報告されています。

健保適用除外制度は、国が認めた制度で、社会保険と同等です。あらためて協会けんぽへの加入は必要ありません。

建設業許可業者の皆様へ
～各変更届の提出漏れ、遅れはありませんか？～

（提出期限厳守）

建設業許可を受けた後、役員の変更など変更事由が発生した場合は、建設業法第11条により定められた期限内に変更等の届出を行うことが規定されております。

長崎県においては、これまでも建設業許可の要件に関する変更（経営管理者、専任技術者など）の届出が遅れた場合に、始末書の提出が求められていましたが、平成29年５月１日以降は、これ以外の右表の事由に係る変更届の提出が遅れた場合にも、始末書の提出が求められることとなりました。

また、始末書の提出を繰り返す業者は、指導の対象になるとしておりますので、ご注意ください。

変更届の届出が義務付けられているもの	提出期限
・経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第３条に規定する使用人に変更があった場合 ・建設業の欠格要件に該当することとなった場合	事由発生後２週間以内
・商号又は名称、所在地、電話番号、資本金に変更があった場合 ・支店等の業種に変更があった場合	事由発生後30日以内
・法人の役員等、支配人の就退任の場合 ・法人の役員等、個人事業主、支配人の婚姻・養子縁組等による氏名の変更があった場合	事由発生後30日以内
・建設業を廃業した場合（一部業種の廃業・個人事業主の死亡、法人の合併・破産等による廃業の場合も含む）	事由発生後30日以内
・事業年度が終了した場合（決算変更届）	毎年の決算終了後４ヶ月以内
・法人の定款に変更があった場合 ・使用人数に変更があった場合 ・国家技術者、監理技術者に変更があった場合（注１）	決算算終了後４ヶ月以内

（注１）国家技術者等・監理技術者一覧表の変更届のうち、技術者が退職する場合は、速やかに届出を行ってください。

平成29年度　健康診断のお知らせ

人間ドックの実施について

長建国保では組合員と家族の生命と健康を守る一環として、疾病の予防と早期発見により健康管理の一層の推進を図る為、組合員と配偶者（主婦）の「１泊２日」、「日帰り」の人間ドックを実施します。

■受診対象者
- 長建国保加入の組合員
- 配偶者（主婦）

【条件】 ①１泊２日　満40歳以上の方
　　　　　日帰り　　満35歳以上の方
　　　　②保険料を完納している組合員

■受診料（受診者の個人負担額）
個人負担額　１泊２日　受診者１人につき15,000円
　　　　　　日帰り　　受診者１人につき 6,000円
※申込の際に所属支部事務所で必ず納入して下さい。

■申込方法
受診申込は、所属支部事務所までお願い致します。
（五島市、上五島の組合員は組合本部へご連絡下さい。）

■実施期間
平成29年４月１日から翌年３月末まで実施致します。
※４月に所属支部事務所で申込を行った場合でも、病院側の受け入れ態勢等の都合により必ずしも４月に受診出来るとは限りませんのでご了承下さい。

■検診の内容
①身体検査　②血圧測定　③心電図検査　④眼底検査　⑤尿検査
⑥便検査　⑦血液検査　⑧肺機能検査　⑨胸部Ｘ線検査
⑩胃部Ｘ線検査　⑪超音波検査　⑫骨密度Ｘ線検査　⑬体力測定
⑭婦人科検診（子宮癌、乳癌）　等
※検査内容は、病院によって多少異なります。

■実施医療機関
- ながさき内科リウマチ科病院
- さとう内科医院
- 虹が丘病院
- 長崎原爆病院
- 福田ゆたか外科医院
- 長崎北徳州会病院
- 日赤諫早病院
- 大村市民病院
- 佐世保中央病院
- 久保内科病院
- 平戸市民病院
- 五島中央病院

※受診対象者（男性、女性）、受診区分（１泊２日、日帰り）、婦人科検診内容（乳癌、子宮癌）等、詳しくは所属支部事務所までお問い合わせ下さい。

巡回健診の実施について

多くの皆様に健康診断を受診していただけるよう、各地区巡回型による健康診断を開催します。日頃からお忙しい皆様にも是非この健康診断を年に一度の健康チェックとしてご活用いただきますようご案内いたします。

■巡回健診実施予定会場（下記会場の中からお選び下さい。）

実施日	健診時間帯	健診会場（予定）
平成29年９月３日(日)	９時～12時	平戸文化センター
平成29年９月10日(日)	９時～12時	佐々町文化会館
平成29年11月19日(日)	９時～12時	佐世保技能会館
平成29年11月26日(日)	９時～12時	建設長崎島原支部事務所

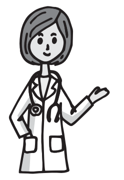

《お申込みのお願い》
巡回健診のお申込みは準備の都合上、
実施日の２週間前までに組合へお願いします。

■受診対象者
受診対象者は、平成29年４月１日現在で長建国保に加入している40歳以上の方（同日現在の加入者で平成30年３月31日までに40歳になる方を含む）で、長建国保の特定健診受診券の交付を受けている方です。
尚、受診対象者以外の方でも自己負担2,000円で基本検査項目を受診することが出来ます。

■受診申込方法
受診ご希望の方は、所定の「巡回健康診断申込書」にご記入の上、実施日の２週間前までに組合窓口へお申込下さい。
お申込はFAX及び郵送でも受け付けています。
○FAXの場合：FAX番号　095－862－6246
○郵送の場合：〒852－8021　長崎市城山町29－26　長建国保宛
※お申込後、健診実施機関より健診日時及び注意事項など、詳細な受診案内書が送付されますので必ずご確認下さい。

■受診に必要なもの
特定健康診査受診券、保険証、健診機関から送付される受診票、実費（選択検査項目申込者のみ）、検査用容器など

■巡回健診の検査項目
《基本検査項目》（受診者全員：自己負担なし）
身体測定（身長・体重・BMI・腹囲）、血圧測定、医師問診、尿検査（尿糖・尿蛋白）、血液検査（脂質検査・肝機能検査・血糖検査）、胸部レントゲン検査、腎機能検査、心電図検査、貧血検査、痛風検査、視力・聴力

《選択検査項目》（希望者のみ：全額自己負担）
肝炎検査（Ｂ型・Ｃ型　3,300円）
胃がん検査（2,500円）
喀痰細胞診（肺がん三日間蓄痰　3,500円）
大腸がん検査（1,300円）
前立腺がん検査（2,000円）
子宮頸がん検査（自己採取法　2,500円）
※選択検査項目を受診される方は、上記受診料金を健診日当日に係員に現金にてお支払い下さい。

組合特別健診実施について

特定健康診査では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の有病者・予備軍を抽出するための検査が項目として定められています。組合では、それ以外の独自の検査項目として特定健康診査時に**「胸部Ｘ線検査」**を追加した「組合特別健診」を実施いたします。

１．受診対象者
平成二十九年四月一日現在で長建国保に加入している四十歳以上の方（同日現在の加入者で平成三十年三月三十一日までに四十歳になる方を含む）で特定健診受診券の交付を受けている方。
（受診対象者には特定健診受診券を平成二十九年五月に送付済です。）

２．受診料（受診者の個人負担額）
受診料の個人負担額は〇円です。

３．申込方法
実施医療機関に直接電話予約を行います。その際は「長建国保の、特定健診に胸部Ｘ線検査を加えた組合特別健診の予約をお願いします。」と一言添えて下さい。
受診日当日は、『特定健康診査受診券』、『質問票（記入しておく）』、『保険証』を忘れずに医療機関窓口へお持ち下さい。

４．実施期間
平成三十年三月末まで実施いたします。

５．健診の内容

診　察：問診、計測、理学的所見、血圧
脂　質：中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
肝機能：AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP）
代謝系：空腹時血糖（ヘモグロビンA1c）、尿糖
尿　：尿蛋白

＋

胸部Ｘ線検査

長建国保の、特定健診に
胸部Ｘ線検査を加えた組合特別健診の
予約をお願いします。

６．実施医療機関

聖フランシスコ病院	長崎市小峰町	095-846-1888
長崎記念病院	長崎市深堀町	095-871-1515
大浦診療所	長崎市大浦町	095-821-1367
長崎北徳州会病院	長崎市滑石	095-857-3000
虹が丘病院	長崎市虹が丘町	095-856-1112
さとう内科医院	長崎市富士見町	095-861-1477
長崎みなとメディカルセンター（旧長崎市立市民病院）	長崎市新地町	095-822-3251
長崎市立病院成人病センター	長崎市淵町	095-861-1111
十善会病院	長崎市籠町	095-821-1214
長崎原爆病院	長崎市茂里町	095-841-9612
花丘診療所	長崎市花丘町	095-848-9171
上戸町病院	長崎市上戸町	095-879-0705
久保内科病院	佐世保市田原町	0956-49-3377
長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町	0957-27-2127
市立大村市民病院	大村市古賀島町	0957-52-2161
平戸市民病院	平戸市草積町	0950-28-1113
ながさき内科・リウマチ科病院	長崎市油屋町	095-822-3151
佐世保中央病院	佐世保市大和町	0956-33-5335

注意事項

▼受診日当日、受診券又は保険証のいずれかを忘れてしまうと特定健康診査を受けることが出来ません。

▼受診券受領後に、長建国保の資格を喪失すると長建国保の受診券では特定健康診査を受けることが出来ませんので、資格喪失手続きの際に支部の方で受診券を回収して下さい。

マイナンバーカードをご準備下さい
七月一日より、加入・脱退・各種給付の申請などの際には、マイナンバーの記載が必要になります。
マイナンバーカード、運転免許証など身元が確認出来る書類をご準備下さい。
詳しくは、所属の支部までお尋ね下さい。

熱中症に注意しましょう！

現場における熱中症の予防対策について

熱中症は高温多湿な梅雨時や真夏の炎天下での作業中だけでなく、5月から6月の時期にも多く発生しています。突然気温が上がった日など体が暑さに慣れていない時に起こりやすく、これからの時期の作業時は体調管理に十分注意しましょう。

①休憩場所の整備など作業環境管理

- 高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けるよう努めてください。
- 高温多湿作業場所やその近隣に、水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けるよう努めてください。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、高温多湿作業場所に、飲料水の備え付けなどを行うよう努めてください。

②作業時間の短縮など

- 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努めてください。

③熱への順化

- 計画的に、熱への順化期間を設けるよう努めてください。

※　例：作業者が順化していない状態から、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くします。
（ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われます。）

④水分・塩分の摂取

- 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導してください。摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図ってください。

⑤服装など

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させてください。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させてください。

⑥作業中の巡視

- 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的な水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常はないかを確認してください。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じてください。

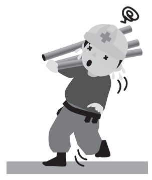

熱中症とは？

高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、
● 筋肉痛　● 大量の発汗　● 吐き気　● 倦怠感　などの症状が現れ、
● 重症になると意識障害などが起こります。

大村支部

プラチナ友の会　茶話会

～笑顔の花も咲き乱れ～

大村公園で記念の一枚

平成二十九年六月三日、支部事務所におきまして、プラチナ友の会茶話会を開催しました。

参加者が支部に集合した後、菖蒲の花を見に大村公園へ向かい、菖蒲に囲まれた中で写真撮影。三十分ほど大村公園を散策した後で支部事務所に戻り、中尾支部長の挨拶と舩津執行委員長の挨拶、そして伊藤副執行委員長の乾杯の音頭で茶話会が始まりました。非常にいい天気の中、大村公園を散策したこともあり、なかなかの勢いでビールが進んだのではないでしょうか。

また、「大村のプラチナ友の会にはカラオケがないと盛り上がらない」ということで、今回の茶話会のために中尾支部長、大安相談役よりカラオケセットをお借りしていました。最初の一番手はどなたも歌うのを遠慮していましたが、一人歌い始めると皆さん続々と歌い始め、またダンスを踊る人もいれば、茶々を入れて盛り上げる人もいて、とても賑やかで楽しい雰囲気でした。

最後に事務所で記念撮影を行った後、津上副支部長の挨拶で終了しました。参加者の皆さん、大変お疲れ様でした。

（山本）

浦上西支部

三重・畝刈分会合同釣り大会

～天気も釣果も晴々～

浦上西支部では、五月二十八日㈰、毎年恒例の釣り大会を、三重分会・畝刈分会の合同で、総勢十一名の参加で開催しました。

当日は、見事な五月晴れで、絶好の釣り日和。

朝七時に三重漁港を出港し、風も無く、穏やかな波で、お昼までの短時間ではありましたが、和気あいあいで例年以上の大漁大漁の釣果でした。

お昼からは釣った魚をおつまみに、ビールで喉を潤しながらふれあいの一時を満喫し無事終了しました。

（村岡広明）

大漁賞　一位　崎田靖人さん
大漁賞　二位　本田保紀さん

大物を目指す男達

大型機械など倉庫に眠っていませんか？

足場、鉄型枠、大工道具、トラック、農機具 etc　買い取り強化中!!

当店のブログで商品紹介をご覧下さい。
http://seikatusupport.blog104.fc2.com/

※倉庫の片付け処分、買い取り好評を得ております!!

遠方の方は特に、まず、お電話下さい!!

★普通のリサイクル店とは違う!!　☆工具で質貸しします!!

生活サポート館　TEL・FAX(0956) 49-3321

佐世保市原分町121-1【営業】AM9:30～PM6:00【定休日】日曜日(電話対応OKです)

大好評　（事務所周りに・仕事場に最適！）

仕事確保用看板を設置して自社をＰＲ！

大きいサイズA1（ヨコ841m/m×タテ594m/m）

A タイプ

B タイプ

社名・電話番号が入ります。

A1サイズ(841×594)　9,000円税込
B2サイズ(728×515)　7,000円税込

二級建築施工管理技士　受講生募集中!!

受講申込受付　4月より随時受付
講習場所　長崎建設技術専門学院（095－861－9261）
　　　　　大村建設技術専門学院（0957－53－8385）
講習期間　平成29年7月上旬～10月下旬まで（28日間予定）
講習時間　**毎週3回予定　午後6時30分～9時まで**
受講料　**30,000円**
講習内容　建築一般Ⅰ・建築一般Ⅱ・安全管理・施工管理・品質管理・工程管理・法規Ⅰ・法規Ⅱ・実技全般
募集人員　**各校とも最低5名以上で実施**
受験資格　（実務経験）　高等学校（指定学科卒）3年以上
　　　　　指定学科以外卒業後4年6ヶ月以上
　　　　　実務経験者8年以上
　　　　　大学・専門校により実務経験は異なります。

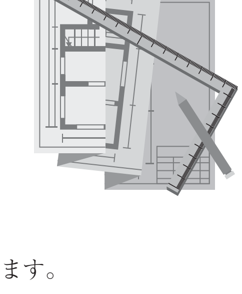

※受講希望者で早目の申込があれば、願書は学院で準備します。